マイナンバーカードは更新が必要です

マイナンバーカードは、平成28年１月の交付開始から令和８年１月で10年を迎えます。住民票の写しや印鑑証明書のコンビニ取得、健康保険証や自動車運転免許証の利用登録により、手続きの簡略化や時間の短縮など利便性が向上しました。

なお、マイナンバーカードは定期的な更新が必要であり、交付開始から10年が経過することで、カード本体と電子証明書の更新が必要となる方が多くなります。有効期限の２か月～３か月前に有効期限通知書が届きますので、必ずご確認ください。

※有効期限は、マイナンバーカード本体とカードに書き込まれている電子証明書にもあります。
それぞれ更新の手続きが必要ですので、お知らせが届きましたら手続きをお願いします。

※更新手数料は無料です。

■マイナンバーカード、電子証明書の有効期限

・マイナンバーカードの有効期限

・18歳以上　発行から10回目の誕生日まで　　・18歳未満　発行から５回目の誕生日まで

・電子証明書の有効期限

年齢問わず、発行日から５回目の誕生日まで

■マイナンバーカードの更新方法

・郵送された有効期限通知書に申請書IDの記載がある方

スマートフォンや証明写真機（二次元バーコードを読み込む機能を持つ端末）などからオンライン申請ができます。

※証明写真機の機種によっては、申請に対応していない場合があります。

・郵送された有効期限通知書に申請書IDの記載がない方

次の必要書類をご用意の上、役場窓口へお越しください。

・郵送された有効期限通知書

・マイナンバーカード（有効期限内のもの）または顔写真付きの本人確認書類

その他、更新手続きの詳細は、有効期限通知書に同封されているパンフレットをご覧ください。

■電子証明書の更新方法

有効期限内のマイナンバーカード、送付された有効期限通知書をご用意の上、役場窓口へお越しください。

※電子証明書の更新には、初回交付時に設定した暗証番号が必要です。お忘れの場合、窓口で再設定ができます。

①署名用電子証明書：６桁～16桁の英数字　　②利用者証明用電子証明書：４桁の数字

③住民基本台帳用：４桁の数字　　④券面事項入力補助用：４桁の数字

【よくある質問】

質問１　マイナンバーカードの手数料は必要ですか。

回　答　マイナンバーカードの初回交付や災害、追記（記載事項）欄がすべて埋まったことによる再交付の手数料は無料ですが、次に該当する場合は手数料が発生します。

①マイナンバーカードを紛失、破損した場合

②住民票の内容変更後、カード情報の変更をせず、一定の期間が経過した場合

③自主的にマイナンバーカードを返却し、再度マイナンバーカードの交付を受ける場合

④居住実態が不明で、住民票が抹消された場合

⑤在留期間満了に伴う失効後、再交付を希望する場合